中国信息(WTO/FTA・貿易・安全・ その他)

2007年9月7日号

目次

- ◎ 食品回収管理規定の導入【中国国家質量監督検査検疫総局】
- ◎ 輸出食品に対する検査検疫マークの添付義務の導入【国家質量監督検査検疫総局】
- ◎ 食品回収管理規定の導入【中国国家質量監督検査検疫総局】

中国国家質量監督検査検疫総局(以下、国家品質検査総局)は、8月31日付け第98局令にて「食品回収管理規定」を公表日から実施すると公表した。

国家品質検査総局によれば、当該規定は、製品品質監督部門対して作成した「国務院食品等安全監督管理強化特別規定」の具体的な実施であり、適切にその役割を履行し、食品安全監督を強化するもので、中国食品安全監督管理の法体系をさらに推進するものであるとしている。

当該規定は、食品生産者が、不安全食品を予防・排除する責任主体であること、不安全食品の生産・加工に対し責任を負わなければならないことを明確にし、食品生産者の品質安全注意義務の強化を図り、食品生産者の品質安全管理意識の強化により、食品加工・製造レベルと製品品質安全レベルを引き上げるものだとしている。

当該規定は、五章四十五条からなり、その主な内容は、食品回収管理体制、食品安全情報管理、食品安全危害調査・評価、食品回収実施であり、自主的回収、 責任命令回収と回収結果の評価と監督、食品回収後の処理、法律責任である。 食品回収の実施は、食品安全危害の程度、流通範囲等による3つのレベルに基づき食品回収の具体的時間の期限が設けられ、迅速な回収、最大限可能な食品安全危害を除去するとしている。

食品生産者は、加工製造食品の安全危害を確認した場合、自主回収実施を決定し、ただちに回収計画を制定し、所在する省級の品質関東部門に報告しなければならない。

食品生産者の故意の安全危害問題の隠ぺい、自主的回収の不実施、食品生産者の食品安全危害拡大・再発、及び、抽出検査により食品安全基準違反が確認された場合、国家品質検査総局は、責任企業へ不安全食品の回収命令と消費者への公表を行う。

◎ 輸出食品に対する検査検疫マークの添付義務の導入 【国家質量監督検査検疫総局】

国家質量監督検査検疫総局(以下、国家品質検査総局)ホームページの 2007 年9月3日付け報道によれば、2007 年9月1日以降に生産された輸出食品を対象として、同日から出入国検査検疫機関で検査検疫合格したことを表示する検査検疫マークの添付が義務付けられた。当該マークが添付されていない輸出食品は、輸出不許可となる。

国家品質検査総局によれば、当該マークの目的は、輸出食品品質安全を保証 し、効果的に食品の不法輸出行為を取り締まり、消費者の中国食品品質安全に対 する信用を確保し、問題のある製品について遡及、回収することにあるとしてい る。

その具体的な方法は、輸出企業が当該マークの管理を行う専門責任者を定め、 輸出企業の検査検疫機関への事前申請を行う許可制となっており、許可を受けた 輸出企業は、生産加工過程の中で当該マークを添付することができる。一方、検 査検疫機関は、監督を行い、企業のマーク使用とその管理状況に対し綿密な調査 を行うとしている。

検査検疫マークを添付しなければならない輸出食品の範囲は、水産物とその製品、家畜と食糧・野生動物の肉類とその製品、動物の腸(肠衣)、卵と卵製品、食用動物油脂、及びその他の動物由来の食品、米、雑穀(豆類)野菜とその製品、小麦粉と食糧製品、味噌漬け製品、落花生、茶、カカオ、コーヒー豆、麦芽、ホップ、種仁(籽仁)、乾燥(坚)果実と煎り豆類、植物油、油実、調味料、乳と乳製品、保健食品、酒、缶詰、飲料、砂糖と砂糖菓子チョコレート類、菓子ビスケット類、砂糖漬け、蜂の製品、急速冷凍食品、食品添加剤である。